

名古屋港管理組合公報

平成15年 8月15日

(金曜日)

第 312 号

目 次

告 示

○平成13年名古屋港管理組合告示第31号の一部改正…………… 1

告 示

名古屋港管理組合告示第48号

名古屋都市計画臨港地区名古屋港臨港地区（平成15年名古屋告示第312号）が変更されたので、港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定に基づき、平成13年名古屋港管理組合告示第31号（名古屋港臨港地区内の分区）の一部を次のように改正する。

平成15年 8月15日

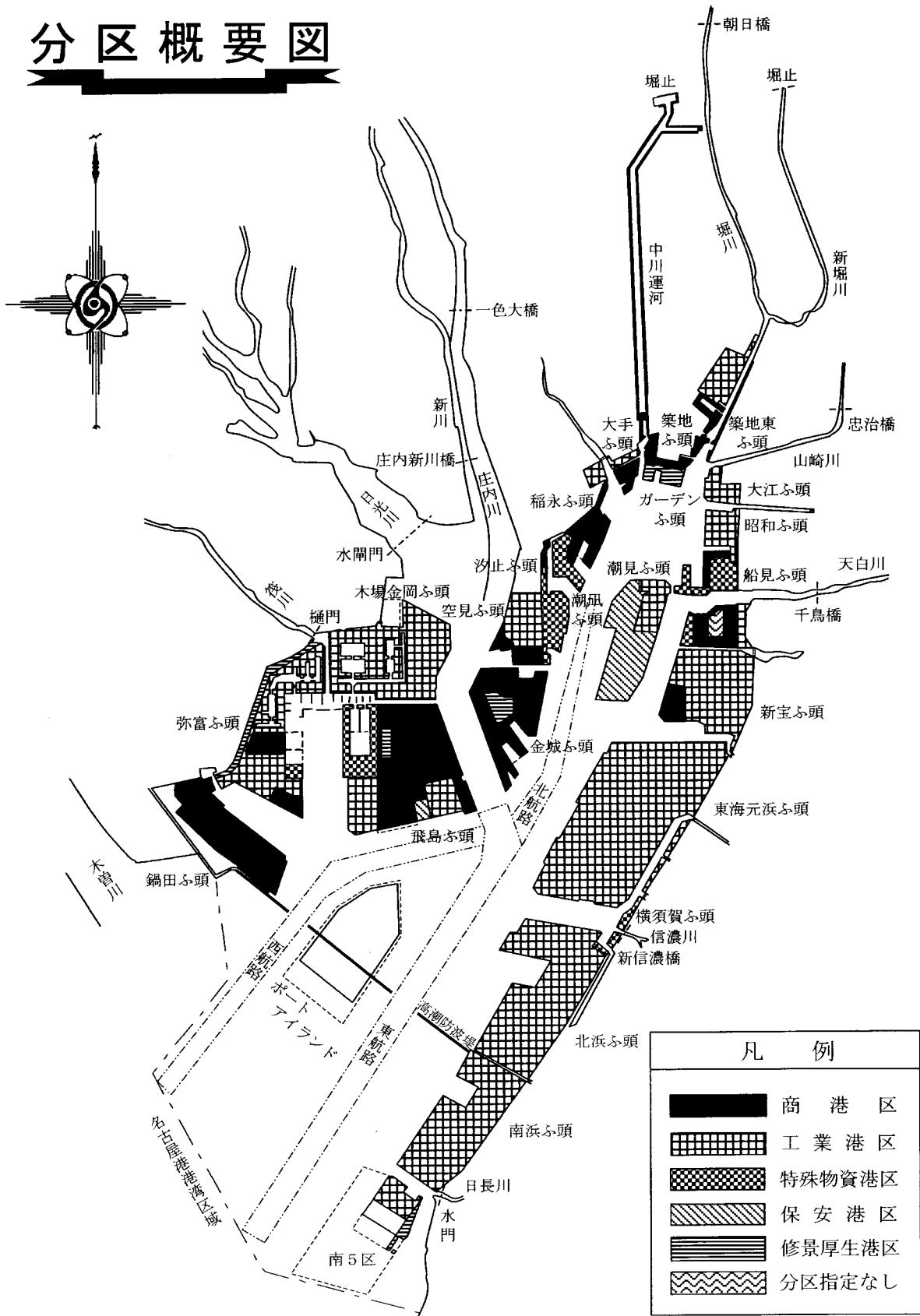
名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

1 名古屋都市計画臨港地区名古屋港臨港地区(2) 工業港区名古屋市港区のうち「、大江町の一部・同地先」を「、作倉町の一部、大江町の一部・同地先」に改める。

なお、1 名古屋都市計画臨港地区名古屋港臨港地区(1) 商港区名古屋市中川区運河町の一部及び名古屋市中村区運河町の一部については、その区域を変更した。

分区概要図



分区の詳細図面は、名古屋港管理組合企画調整室計画担当において縦覧に供する。

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合